

木野崎介護医療院 重要事項説明書

医療法人社団 葛野会

令和7年9月20日

1. 事業の目的

医療法人社団葛野会 が開設する介護医療院は、千葉県知事より認可を受けた施設であります。

この、事業は施設の管理者や従業者が、要介護状態にある高齢者に対して適切なサービスを提供することを目的としております。

2. 従業者の職種、員数及び職務の内容

施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 併設の病院と兼務

医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

(3) 薬剤師 1名 非常勤

薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。

(4) 看護職員 6名

看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

(5) 介護職員 6名

介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

(6) 作業療法士 1名

作業療法士は、医師等その他の職種のものと共同し、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

(7) 栄養士 併設の病院と兼務

栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

(8) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。

3. 入所者様の定員

定床は52床です。

4. 入所者様に対する指定介護療養施設サービスの内容

入所サービスを受けられる入所者様は要介護者である認知症疾患の方で、長期にわたる療養を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な方に対してサービスを提供します。

サービスの内容は入所者様の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、また入所者様の自立を支援する上での課題を把握し、施設サービス計画（ケアプラン）を立案します。

立案された施設サービス計画を基に入所者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、入所者様の心身の状態を踏まえて、妥当適切な療養サービスを行います。

5. 利用料その他の額

利用料は別紙の入所費用一覧表を参照下さい。（食費及び居住費は保険外負担です。）

医療保険による医療費が発生した場合には医療費による負担金を別に請求させていただきます。

日常生活において必要になるものに対しての費用は、入所者様に日常生活費として負担していただきます。

当施設では約定書を交わした上で「預り金管理料」として1日130円（税別）、「日用品購入業務等医療外代行業務料」1日90円（税別）をいたいただいております。

6. 施設の利用にあたっての留意事項

入所者様への面会時間は原則として 13時30分～16時00分 です。

入所者様及び御家族様は施設内で次の行為をしてはなりません。

- 一. 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、また自己利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二. けんか、口論、泥酔などで他の入所者様等に迷惑を及ぼすこと。
- 三. 施設の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること。
- 四. 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五. 故意に施設もしくは物品に損害を与えたまま持ち出すこと。

7. 非常災害対策

当施設では非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成しております。尚、非常災害時を想定し少なくとも年間2回の防災訓練を実施しております。

8. 身体拘束について

- 一. 当施設は、原則として入所者様に身体拘束を行いません。

- 二. 施設は身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その内容について職員に周知を図るものとする。

身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

- 三. 施設は入所者様または他の入所者様の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、入所者様またはその御家族様に対し、事前に身体拘束の根拠、内容、見込まれる期間について説明し、同意を得ます。

- 四. 施設は利用者様対し身体拘束を行う場合には、次の事項を介護サービス記録に記載します。

利用者様に対する身体拘束を決定した者の氏名、身体拘束の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。

前項に基づく入所者様またはその家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。

9. その他施設の運営に関する重要事項

施設サービスを受ける場合、入所者様の被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無、要介護度及び要介護認定の有効期間を確かめさせていただきます。

また、被保険者証に認定審査会意見が記載してある場合には、当該意見に配慮してサービスを提供いたします。

施設サービスを受けている入所者様が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を区市町村に通知させていただきます。

- 一. 施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退所されないとき
- 二. 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき
- 三. 偽り、その他不正の行為により保険給付を受け、また受けようとしたとき

10. 苦情対応

施設サービスについて苦情の申立てがございましたら苦情担当までご連絡ください。

苦情担当 木野崎病院相談室 小林香菜子 04-7138-0321

直接当院に申立てしづらい場合は

千葉県国民健康保険連合会介護保険課 苦情処理係 043-254-7428

<別紙1>

個人情報の利用目的

「木野崎介護医療院」では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下の通り定めます。

【利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護医療院内部での利用目的]

- ・当施設が利用者様等に提供する介護医療院サービス
- ・介護保険事務
- ・介護医療院サービスの利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち
一入退所等の管理

二会計・経理

三事故等の報告

四当該利用者様の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者様等に提供する介護医療院サービスのうち
一利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
二利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
三検体検査業務の委託その他の業務委託
四ご家族様への心身の状況説明
 - ・介護保険事務のうち

一保険事務の委託

二審査支払機関へのレセプトの提出

三審査支払機関又は保険者からの照会への回答

- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
一医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
二当施設において行われる学生の実習への協力
三当施設において行われる事例研究
[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]
・当施設の管理運営業務のうち
一外部監査機関への情報提供

当施設は、重要事項説明に基づいて、介護医療院サービス内容及び重要事項を説明しました。

年　　月　　日

事業者

住所 千葉県野田市木野崎 1561-1

事業者 木野崎介護医療院

代表者 理事長 稲庭 千弥子 印

(事業所番号) 12B2000034

説明者 介護支援専門員 戸邊 浩二 印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護医療院のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。
また、個人情報に基づいて説明を受け、指定の範囲内(別紙1)で使用されることに同意します。

年　　月　　日

利用者

住所

氏名

印

家族または連帯保証人 住所
氏名

印

代理人(選出した場合) 住所
氏名

印